

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所 1. 津久茂公園							
採水年月日時 2026年6月25日 9時30分		天 候 [前日] 雨 [当日] 雨					
水の名称及び種類 給水栓水 浄水		採水時の温度 [気温] 21.0℃ [水温] 23.4℃					
採水者所属 一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名 荒木将伍					
受付日 2026年6月25日		検査期間 2026年6月25日～2026年7月2日					
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	総トリハロメタン	mg/L	0.032	0.1以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	—	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.009	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.003以下	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.010	0.03以下
水銀及びその化合物	mg/L	—	0.0005以下	プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.013	0.2以下
六価クロム化合物	mg/L	—	0.02以下	鉄及びその化合物	mg/L	—	0.3以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	銅及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	—	200以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	—	10以下	マンガン及びその化合物	mg/L	—	0.05以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.8以下	塩化物イオン	mg/L	7.2	200以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	—	1.0以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	—	300以下
四塩化炭素	mg/L	—	0.002以下	蒸発残留物	mg/L	—	500以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04以下	ジェオスミン	mg/L	—	0.0001以下
ジクロロメタン	mg/L	—	0.02以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	0.0001以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	フェノール類	mg/L	—	0.005以下
PFOS及びPFOA	mg/L	0.000002	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
ベンゼン	mg/L	—	0.01以下	pH値	—	7.6	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.019	0.06以下	色度	度	0.5未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.03以下	濁度	度	0.1未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.29	—

判 定 上記検査項目については、水質基準に適合する。

検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採 水 場 所 2. 美能松原公園							
採水年月日時 2026 年 6 月 25 日 11時40分				天 候 [前日] 雨 [当日] 雨			
水の名称及び種類 給水栓水 浄水				採水時の温度 [気温] 20.3 ℃ [水温] 23.4 ℃			
採 水 者 所 属 一般財団法人 広島県環境保健協会				採 水 者 名 荒木 将伍			
受 付 日 2026 年 6 月 25 日				検 査 期 間 2026 年 6 月 25 日 ~ 2026 年 7 月 2 日			
検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等	検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	総トリハロメタン	mg/L	0.009	0.1以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.004	0.03以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.003	0.2以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8以下	塩化物イオン	mg/L	6.4	200以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	---	300以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
PFOS及びPFOA	mg/L	0.000001未満	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.2	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.003	0.06以下	色度	度	0.5未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.03以下	濁度	度	0.1未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.54	—
判 定 上記検査項目については、水質基準に適合する。							
検 査 責 任 者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司							

1. 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2. 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所	3. 鹿川小学校						
採水年月日時	2026年6月25日 13時00分			天 候	[前日] 雨 [当日] 雨		
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 20.5℃ [水温] 22.8℃		
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採水者名	荒木 将伍		
受付日	2026年6月25日			検査期間	2026年6月25日～2026年7月2日		
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	総トリハロメタン	mg/L	0.032	0.1以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.012	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.009	0.03以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.033	0.2以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.11	0.8以下	塩化物イオン	mg/L	8.2	200以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	---	300以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
PFOS及びPFOA	mg/L	0.000003	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.5	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.14	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.020	0.06以下	色度	度	0.5未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.005	0.03以下	濁度	度	0.1未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.36	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所 4. 三高小学校									
採水年月日時 2026 年 6 月 25 日 10時30分				天 候 [前日] 雨 [当日] 雨					
水の名称及び種類 給水栓水 浄水				採水時の温度 [気温] 20.6 ℃ [水温] 21.6 ℃					
採水者所属 一般財団法人 広島県環境保健協会				採水者名 荒木 将伍					
受付日 2026 年 6 月 25 日				検査期間 2026 年 6 月 25 日～2026 年 7 月 2 日					
検査項目		単位	検査結果	基準値等	検査項目		単位	検査結果	基準値等
一般細菌		個/mL	0	100以下	臭素酸		mg/L	0.001未満	0.01以下
大腸菌		—	陰性	検出されないこと	総トリハロメタン		mg/L	0.005	0.1以下
大腸菌(定量)		MPN/100mL	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸		mg/L	0.002未満	0.03以下
カドミウム及びその化合物		mg/L	---	0.003以下	ブロモジクロロメタン		mg/L	0.002	0.03以下
水銀及びその化合物		mg/L	---	0.0005以下	ブロモホルム		mg/L	0.001未満	0.09以下
セレン及びその化合物		mg/L	---	0.01以下	ホルムアルデヒド		mg/L	0.008未満	0.08以下
鉛及びその化合物		mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物		mg/L	---	1.0以下
ヒ素及びその化合物		mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.002	0.2以下
六価クロム化合物		mg/L	---	0.02以下	鉄及びその化合物		mg/L	---	0.3以下
亜硝酸態窒素		mg/L	0.004未満	0.04以下	銅及びその化合物		mg/L	---	1.0以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		mg/L	0.001未満	0.01以下	ナトリウム及びその化合物		mg/L	---	200以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	---	10以下	マンガン及びその化合物		mg/L	---	0.05以下
フッ素及びその化合物		mg/L	0.08未満	0.8以下	塩化物イオン		mg/L	6.5	200以下
ホウ素及びその化合物		mg/L	---	1.0以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L	---	300以下
四塩化炭素		mg/L	---	0.002以下	蒸発残留物		mg/L	---	500以下
1,4-ジオキサン		mg/L	---	0.05以下	陰イオン界面活性剤		mg/L	---	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	---	0.04以下	ジェオスミン		mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン		mg/L	---	0.02以下	2-メチルイソボルネオール		mg/L	---	0.00001以下
テトラクロロエチレン		mg/L	---	0.01以下	非イオン界面活性剤		mg/L	0.002未満	0.02以下
トリクロロエチレン		mg/L	---	0.01以下	フェノール類		mg/L	---	0.005以下
PFOS及びPFOA		mg/L	0.000001未満	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		mg/L	0.4	3以下
ベンゼン		mg/L	---	0.01以下	pH値		—	7.0	5.8以上8.6以下
塩素酸		mg/L	0.06未満	0.6以下	味		—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸		mg/L	0.002未満	0.02以下	臭気		—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム		mg/L	0.001	0.06以下	色度		度	0.5未満	5以下
ジクロロ酢酸		mg/L	0.002未満	0.03以下	濁度		度	0.1未満	2以下
ジブロモクロロメタン		mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素		mg/L	0.64	—
判定 上記検査項目については、水質基準に適合する。									
検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司									

1. 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2. 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採 水 場 所	5. 鹿田公園						
採水年月日時	2026 年 6 月 25 日 12時15分			天 候	[前日] 雨	[当日] 雨	
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 20.3 ℃	[水温] 23.9 ℃	
採 水 者 所 属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採 水 者 名	荒木 将伍		
受 付 日	2026 年 6 月 25 日			検 査 期 間	2026 年 6 月 25 日 ～ 2026 年 7 月 2 日		
検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等	検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	総トリハロメタン	mg/L	0.030	0.1以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.009	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.010	0.03以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.030	0.2以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.8以下	塩化物イオン	mg/L	8.9	200以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	---	300以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
PFOS及びPFOA	mg/L	0.000002	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.8	5.8以上8.8以下
塩素酸	mg/L	0.12	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.016	0.06以下	色度	度	0.5未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	濁度	度	0.1未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.004	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.61	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検 査 責 任 者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所 6.大君公園							
採水年月日時		2026 年 6 月 25 日 13時50分		天 候		[前日] 雨 [当日] 雨	
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水時の温度		[気温] 20.9 ℃ [水温] 23.9 ℃	
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		荒木 将伍	
受付日		2026 年 6 月 25 日		検査期間		2026 年 6 月 25 日～2026 年 7 月 2 日	
検査項目		単位	検査結果	基準値等	検査項目		単位 検査結果 基準値等
一般細菌		個/mL	0	100以下	臭素酸		mg/L 0.001未満 0.01以下
大腸菌		—	陰性	検出されないこと	総トリハロメタン		mg/L 0.036 0.1以下
大腸菌(定量)		MPN/100mL	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸		mg/L 0.010 0.03以下
カドミウム及びその化合物		mg/L	---	0.003以下	ブロモジクロロメタン		mg/L 0.011 0.03以下
水銀及びその化合物		mg/L	---	0.0005以下	ブロモホルム		mg/L 0.001未満 0.09以下
セレン及びその化合物		mg/L	---	0.01以下	ホルムアルデヒド		mg/L 0.008未満 0.08以下
鉛及びその化合物		mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物		mg/L --- 1.0以下
ヒ素及びその化合物		mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物		mg/L 0.030 0.2以下
六価クロム化合物		mg/L	---	0.02以下	鉄及びその化合物		mg/L --- 0.3以下
亜硝酸態窒素		mg/L	0.004未満	0.04以下	銅及びその化合物		mg/L --- 1.0以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		mg/L	0.001未満	0.01以下	ナトリウム及びその化合物		mg/L --- 200以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	---	10以下	マンガン及びその化合物		mg/L --- 0.05以下
フッ素及びその化合物		mg/L	0.13	0.8以下	塩化物イオン		mg/L 8.7 200以下
ホウ素及びその化合物		mg/L	---	1.0以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L --- 300以下
四塩化炭素		mg/L	---	0.002以下	蒸発残留物		mg/L --- 500以下
1,4-ジオキサン		mg/L	---	0.05以下	陰イオン界面活性剤		mg/L --- 0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	---	0.04以下	ジェオスミン		mg/L --- 0.00001以下
ジクロロメタン		mg/L	---	0.02以下	2-メチルインボルネオール		mg/L --- 0.00001以下
テトラクロロエチレン		mg/L	---	0.01以下	非イオン界面活性剤		mg/L 0.002未満 0.02以下
トリクロロエチレン		mg/L	---	0.01以下	フェノール類		mg/L --- 0.005以下
PFOS及びPFOA		mg/L	0.000002	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		mg/L 0.6 3以下
ベンゼン		mg/L	---	0.01以下	pH値		— 7.6 5.8以上8.6以下
塩素酸		mg/L	0.12	0.6以下	味		— 異常なし 異常でないこと
クロロ酢酸		mg/L	0.002未満	0.02以下	臭気		— 異常なし 異常でないこと
クロロホルム		mg/L	0.021	0.06以下	色度		度 0.5未満 5以下
ジクロロ酢酸		mg/L	0.002未満	0.03以下	濁度		度 0.1未満 2以下
ジブロモクロロメタン		mg/L	0.004	0.1以下	残留塩素		mg/L 0.35 —
判定		上記検査項目については、水質基準に適合する。					
検査責任者		環境生活センター 水道事業課長 乙部将司					

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082) 293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所	7. 切串ふれあい公園						
採水年月日時	2026年6月25日 8時10分			天 候	[前日] 雨	[当日] 雨	
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 20.4℃	[水温] 22.4℃	
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採水者名	荒木 将伍		
受付日	2026年6月25日			検査期間	2026年6月25日～2026年7月2日		
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	総トリハロメタン	mg/L	0.030	0.1以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.011	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.03以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.012	0.2以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.8以下	塩化物イオン	mg/L	6.9	200以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	---	300以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.0001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	2-メチルインボルネオール	mg/L	---	0.0001以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
PFOS及びPFOA	mg/L	0.000003	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.4	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.020	0.06以下	色度	度	0.5	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	0.03以下	濁度	度	0.1未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.32	—

判 定 上記検査項目については、水質基準に適合する。

検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。